

久留米市第7期高齢者福祉計画
及び介護保険事業計画（最終案）

【本 編】

平成30年3月

久留米市

目次

第1部 総論	p 2
第1章 計画策定の趣旨	p 2
1 計画策定の背景と目的	
2 根拠法令	
3 他の計画等との整合性確保	
4 計画の期間	
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題	p 5
1 高齢化の将来推計及び要介護認定者数の推移	
2 高齢者の経済状況	
3 介護保険事業の状況	
4 介護保険法の改正状況	
5 第6期計画の総括	
第3章 基本理念	p 11
1 基本理念及び久留米市が目指すべき姿	
第4章 第7期計画の施策体系	p 13
第5章 高齢者福祉施策・介護保険事業における成果指標	p 14
1 総合成果指標	
2 まちの姿成果指標	
第2部 高齢者福祉施策及び介護保険事業の展開	p 15
第1章 健康づくりと介護予防の推進	p 15
第2章 高齢者の積極的な社会参加・参画	p 16
第3章 高齢者の在宅生活を支える仕組みづくり	p 17
第4章 地域連携による高齢者支援	p 19
第5章 認知症施策の推進	p 20
第6章 高齢者の権利擁護	p 21
第7章 生活環境の整備	p 22
第8章 介護保険事業の円滑な実施	p 23
第9章 介護サービスの見込量と保険料	p 26
第3部 計画の策定及び推進体制	p 28

第1部 総論

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

わが国では、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）は、高齢化率が30%に達し、約5人に1人が後期高齢者という状況が見込まれています。久留米市でも同年において高齢化率は約29%となり、一人暮らしや高齢者のみの世帯、介護を必要とする高齢者、認知症の人が増えると予想されます。そのような中で、国は、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けるために、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた政策を進めています。

平成26年にはこの「地域包括ケアシステムの構築」と「持続可能な社会保障制度の確立」を基本的な考え方とした介護保険法の改正が行われました。また、平成29年には「地域包括ケアシステムの深化・推進」を大きな柱とした介護保険法の改正により、介護療養病床に代わる新たな介護保険施設である「介護医療院」、高齢者と障害者・児が同一の事業所でサービスを受けやすくするための「共生型サービス」が新たに位置付けられています。

この計画は、これらの状況に的確に対応するため、平成27年3月に策定した久留米市第6期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を見直すとともに、今後の高齢者施策の方向性を明らかにし、これに向かって市民や地域、関係機関と行政とが協働し、様々な高齢者福祉事業及び介護保険事業を総合的かつ計画的に実施していくための指針を示すものです。

2 根拠法令

この計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」と、介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

(1) 計画期間

平成30年4月から平成33年（2021年）3月まで

「市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」（介護保険法第117条）

(2) 定めるべき事項

①老人福祉計画（老人福祉法第20条の8）

- ・当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業^(※)の量の目標

※老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターによる事業、老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、複合型サービス福祉事業

②介護保険事業計画（介護保険法第117条）

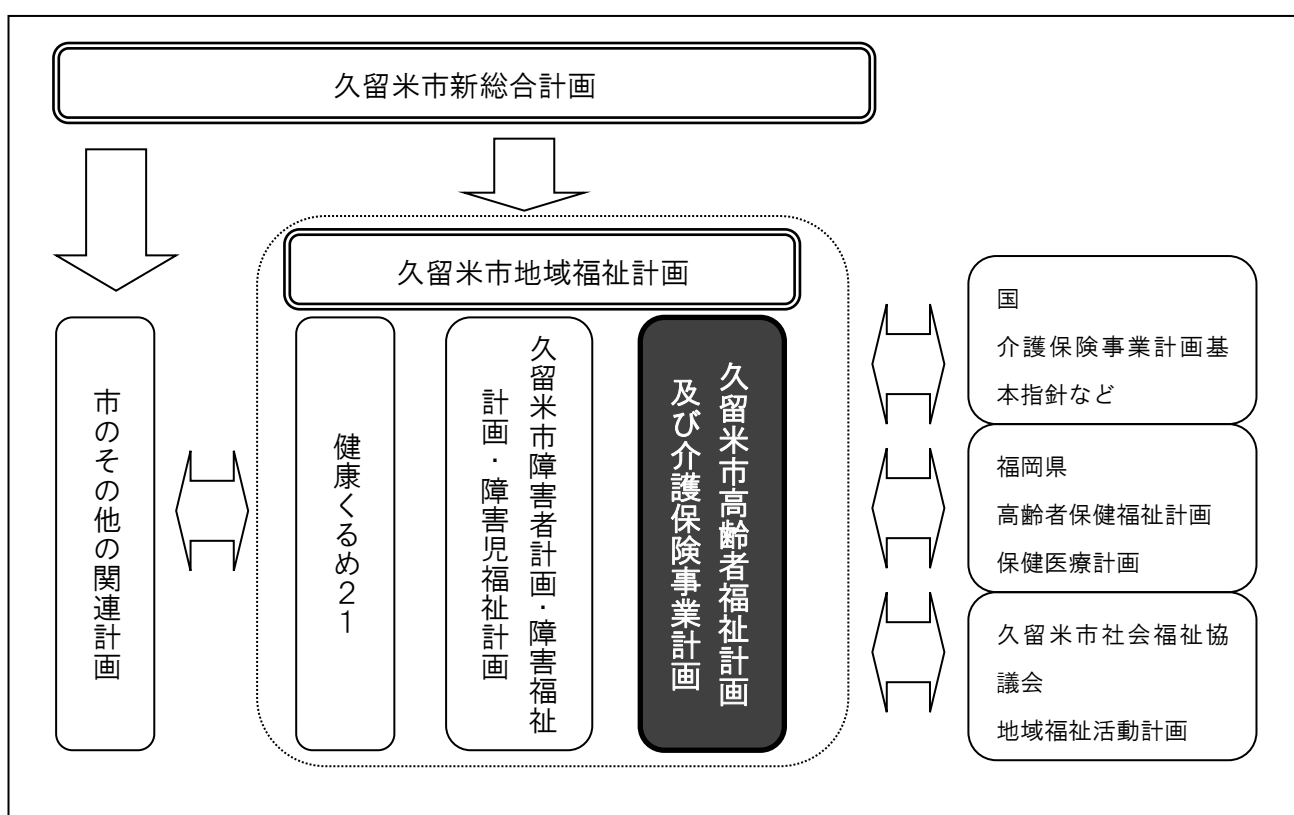
- ・認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数
- ・介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- ・地域支援事業の量の見込み

3 他の計画等との整合性確保

この計画は、“水と緑の人間都市”を基本理念とする『久留米市新総合計画第3次基本計画』（平成27年3月策定）や、高齢者がいつまでも幸せに暮らすことができるようなまちづくりの推進を図るため、市民と行政とが一体となって取り組む指針として制定した『久留米市高齢者憲章』（平成8年11月策定）等の理念に沿った高齢者福祉介護分野の計画です。

この計画は、保健、医療、福祉分野や他の関連計画等との整合性を図りつつ、市民との協働や人権尊重の視点を踏まえながら策定しました。

＜他の計画等との関係イメージ図＞



4 計画の期間

久留米市においては、第6期以降、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年（2025年）を見据えて、計画を策定しています。第7期計画は、このうち平成30年度から平成32年度（2020年度）までの3年間を実施期間としています。

第5期			第6期			第7期			第8期			第9期		
平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平	平
成	成	成	成	成	成	成	成	成	成	成	成	成	成	成
24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度
第5期計画			第6期計画			第7期計画			第8期計画			第9期計画		
平成37年の久留米市の姿を見据えて計画を策定														

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

1 高齢化の将来推計及び要介護認定者数の推移

(1) 高齢者人口・高齢化の状況と将来推計

久留米市の総人口は、近年ほぼ横ばいで推移しています。また、65歳以上の高齢者人口は増加し、高齢化率も上昇しています。コーホート要因法による推計では、平成30年以降、総人口は減少し高齢者人口は増加すると見込まれることから、高齢化率はさらに上昇することが予想されます。(資料編図1)

第7期計画期間中は、75歳以上の後期高齢者の割合が高齢者全体の半分程度となっていますが、平成37年(2025年)には57.1%になると推計されています。(資料編図3)

(2) 高齢者世帯の状況

一般世帯数は増加傾向となっています。一方で平均世帯人員は減少し、核家族化が進んでいます。(資料編図5)

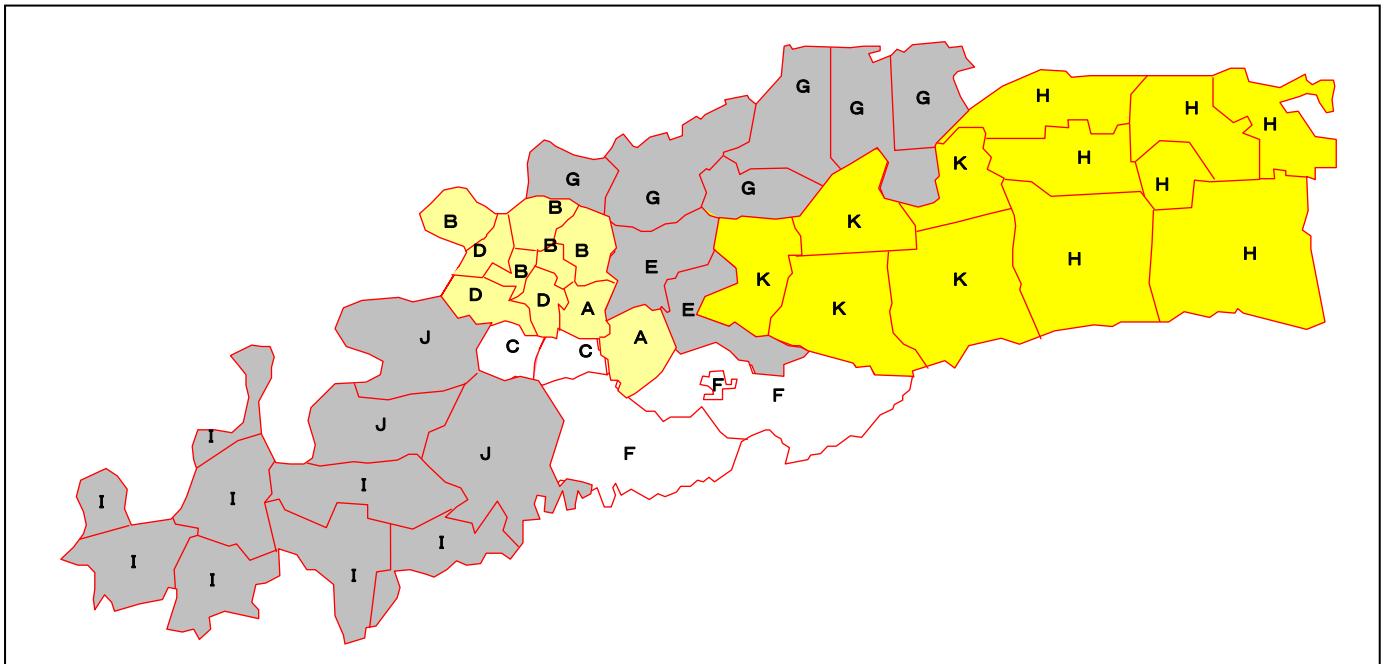
特に、一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が増加傾向にあります。(資料編図6)

(3) 日常生活圏域別高齢者人口等の状況

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるよう、地域に密着した施策を実施するため、地域の地理的条件・特性や人口、高齢者数等を考慮して小学校区を組み合わせ、市内に11の「日常生活圏域」(図1)を設定しています。

日常生活圏域別の高齢化率をみると、H圏域(31.5%)が最も高く、次いでK圏域(30.0%)、I圏域(29.2%)の順となっています。(資料編図7,8)

図1 久留米市の日常生活圏域



圏域	小学校区								担当包括名
A	西国分	東国分							中央第3
B	荘島	日吉	篠山	南薫	長門石				中央
C	南	津福							南第2
D	京町	鳥飼	金丸						中央第2
E	御井	合川							北第2
F	上津	高良内	青峰						南
G	小森野	宮ノ陣	北野	弓削	大城	金島			北
H	船越	水分	柴刈	川会	竹野	水縄	田主丸		東第2
I	城島	下田	青木	江上	浮島	犬塚	三瀧	西牟田	西
J	荒木	安武	大善寺						西第2
K	山川	山本	草野	善導寺	大橋				東

2 高齢者の経済状況

久留米市の高齢者の経済的な暮らし向きについては、「ふつう」と感じている人の割合が全体の55.4%と最も高く、「苦しい」と感じている人（「大変苦しい」「やや苦しい」）は全体の33.0%、「ゆとりがある」と感じている人（「大変ゆとりがある」「ややゆとりがある」）は全体の6.9%となっています。（資料編図9）

生活保護受給者の推移をみると、平成29年9月末における高齢者の生活保護受給者は2,809人で、平成26年9月末（2,392人）より増加しています。（資料編図10）

また、久留米市の総人口に占める生活保護受給者の割合（2.2%）に比べ、高齢者人口に占める生活保護受給者の割合は3.5%と高くなっています。（資料編図11）

生活保護世帯に占める高齢者世帯の割合は48.1%で、これは国（52.9%）及び福岡県（53.4%）よりも低くなっています。（資料編図12）

3 介護保険事業の状況

（1）被保険者数の状況

久留米市の第1号被保険者は増加しています。近年の増加割合は後期高齢者が前期高齢者よりも高くなっています。（資料編図13）

（2）要介護認定者数の状況

久留米市の要介護認定者数は増加傾向となっていますが、要介護認定率は19%程度で推移しています。（資料編図14）

また、要介護認定区分別の認定者数をみると、要介護1、要介護2が多くなっています。

(資料編図 1 5)

(3) 介護保険事業の実施状況

要介護認定者数の増加に対して、平成 2 9 年度における要介護・要支援認定者のサービス利用率は 9 2. 5 % となっています。また、給付費は増加しており、利用者一人あたりの給付額は月あたり約 1 3 万円となっています。(資料編図 1 6)

また、利用者数、給付額ともに地域密着型サービスの割合は増加しており、居宅サービス、施設サービスの割合は減少しています(資料編図 1 7, 1 8)。特に久留米市の介護サービス全体に占める地域密着型サービスの割合は、利用者数、給付額ともに、全国及び福岡県と比べても高くなっています。(資料編図 1 9, 2 0)

4 介護保険法の改正状況

時期	主な事項
H 1 2 年 4 月	介護保険法施行
H 1 7 年改正 (H 1 8 年 4 月施行)	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防の重視 要支援者への給付を介護予防給付に。介護予防ケアマネジメントは地域包括支援センターが実施。包括的支援事業などの地域支援事業の実施。 ○施設給付の見直し 食費・居住費を保険給付の対象外に。所得の低い方への補足給付。 ○地域密着型サービスの創設、介護サービス情報の公表、負担能力を決め細やかに反映した第 1 号保険料の改定
H 2 0 年改正 (H 2 1 年 5 月施行)	<ul style="list-style-type: none"> ○介護サービス事業者の法令遵守等の業務管理体制の整備 休止・廃止の事前届出制。休止・廃止時のサービス確保の義務化。
H 2 3 年改正 (H 2 4 年 4 月施行)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括ケアの推進 2 4 時間対応の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスの創設。 介護予防支援総合事業の創設。 ○介護職員によるたんの吸引等 ○介護保険事業計画と医療サービス、住まいに関する計画との調和 地域密着型サービスの公募・選考による指定が可能に。各都道府県の財政安定化基金の取り崩し。
H 2 6 年改正 (H 2 7 年 4 月施行)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等。 ○全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化 ○低所得の第一号被保険者の保険料の軽減割合を拡大 ○一定以上の所得のある利用者の自己負担を引き上げ

<p>H 2 9 年改正 (H 3 0 年 4 月 施行)</p>	<p>○地域包括ケアシステムの深化・推進 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進、医療・介護の連携の推進等（「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能等を兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設）、地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付け）。</p> <p>○介護保険制度の持続可能性の確保 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。介護納付金への総報酬割の導入。</p>
---------------------------------------	---

5 第6期計画の総括

3つの目指すべき久留米市の姿ごとに、第6期計画の進捗状況を次のように評価しました。

(1) 自分の力を活かして、健康で自立した生活ができるまち

高齢者が、地域においてできる限り長く健康でいきいきと暮らしていくために、健康づくりに関する各種教室や相談事業、地域におけるウォーキングやラジオ体操等の活動支援、各種の介護予防事業等に取り組み、高齢者の健康保持及び心身機能の維持向上を図りました。また、関係機関との連携による就業支援や、老人クラブの活動支援などに取り組み、高齢者の社会参加・参画の促進に努めました。

第6期計画事業においては、健康教育の参加者数増加や特定健康診査の受診率向上、老人クラブの組織強化などが課題となっています。（資料編第1部第2章5. 第6期計画の評価）

また、平成28年度久留米市民意識調査の結果によれば、60歳以上の人のうち週に2日以上運動をしている人の割合は43.4%となっており、平成26年度（43.8%）とほぼ同じ水準にとどまっています。

今後、健康づくりや介護予防の活動が、広く身近な地域において主体的かつ継続的に取り組まれるよう支援していくとともに、就業支援や老人クラブの活性化などを通して、高齢者の社会参加・参画を促進していく必要があります。

(2) 見守り、支え合いの心が生きるまち

高齢者の在宅生活を支えるために、一人暮らし高齢者等への在宅生活の支援や介護家族への支援に取り組むとともに、高齢者を取り巻く社会情勢が変化する中で、これまで以上にインフォーマルな支援が必要になると考えられることから、生活支援コーディネーターの配置や協議体（支え合い推進会議）の設置を進め、地域における高齢者の日常生活支援へ向けた体制整備を図りました。また、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの機能拡充や、医療と介護サービスとが一体的・継続的に提供されるための関係機関との連携などに取り組みしました。

第6期計画事業においては、緊急通報装置の利用や見守りほっとラインの通報件数の増加、家族介護教室の参加者増に向けた環境づくり、地域における生活支援体制のさらなる充実などが課題となっています。(資料編第1部第2章5. 第6期計画の評価)

また、平成28年度久留米市民意識調査の結果によれば、超高齢社会に取り組むべき施策として「高齢者福祉・介護サービスの充実」(50.9%)の割合が最も高く、「地域での支え合いの仕組みづくり」は26.5%にとどまっていますが、住民参加による地域での支え合い活動に今後参加してみたいと思う人の割合は45.5%となっています。

今後、さらに高齢者人口が増加し、一人暮らしや高齢者のみの世帯、介護を必要とする高齢者、認知症の人など、支援を必要とする人が増えると予測されるため、地域の誰もがそれぞれ役割を持ち、地域ぐるみで高齢者を見守り、支える仕組みづくりに努めるとともに、公的なサービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる社会の実現を目指す必要があります。

(3) 安全に、安心して暮らし続けることができるまち

認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、相談体制の充実や、認知症に関する正しい理解を広げるための普及・啓発、早期診断・早期対応へ向けた支援体制の整備などに取り組み、地域全体で認知症の人を支えていく環境整備を進めました。また、成年後見センターの運営、高齢者虐待の未然防止へ向けた啓発や早期発見・早期対応、消費者被害、DVなどの相談・支援を行い、高齢者の権利擁護に努めるとともに、高齢者が在宅生活を継続するための安全で暮らしやすい生活環境の整備においては、高齢者の生活に適した住宅等の整備、公共空間や公共交通のバリアフリー化、生活支援交通の確保などに取り組みました。

第6期計画事業においては、認知症サポーターが習得した知識を生活の場で活かせる取り組みの推進や、成年後見センターの認知度向上、市民後見人候補者への支援の充実、生活支援交通「よりみちバス」の地域と協働した利用促進などが課題となっています。(資料編第1部第2章5. 第6期計画の評価)

今後、認知症の人がさらに増加することが予測される中で、認知症の人や家族を地域ぐるみで見守り支える環境づくりを加速していく必要があります。

また、平成28年度に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果によれば、虐待を正しく認識している高齢者の割合は、最も高い身体的虐待においても64.7%にとどまっています。平成25年度久留米市高齢者実態調査の結果(61.6%)と比較すると高くなっていますが、引き続き高齢者虐待に関する啓発に努め、未然防止や早期発見・早期対応に取り組んでいくことも必要です。

さらに、平成28年度の久留米市民意識調査の結果によれば、久留米市内の公共交通機関の現状に対して、満足と回答した60歳以上の人の割合は46.4%、不満と回答した人の割合は21.2%となっていますが、全世代を通して、地域ごとの満足度、不満度の

差が非常に大きくなっています（満足：最大55.5%・最小15.8%、不満：最大42.8%、最小20.3%）。公共交通の利用が不便な地域においても高齢者などの移動制約者が日々の買い物や通院等を行えるよう、生活支援交通の確保に努めていく必要があります。

介護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域で自立して生活できるよう、介護保険事業を適切に運営し、在宅及び施設介護サービスを提供しました。在宅サービスの利用状況は、サービスごとに差があるものの、全体的に計画策定時の推計をやや下回っているため、今後とも、高齢化の状況や、各サービスの利用状況など、よりの確な分析を行っていく必要があります。施設・居住系サービスについては、介護老人福祉施設を145床、認知症対応型共同生活介護54床を整備し、施設入所に関するニーズに対応しました。（資料編第1部第2章5.第6期計画の評価）

平成28年度の久留米市民意識調査において、久留米市は住みやすいと回答した60歳以上の人にその理由を尋ねたところ、「医療や福祉が充実している」は45.2%と平成26年度（43.6%）よりも高くなっています。

高齢者の増加に伴い、要介護認定者が増加していくと予想されるため、今後も、支援を必要とする高齢者が適切な介護サービスを利用できるよう、質と量の両面にわたる介護サービス基盤の整備に取り組む必要があります。

第6期計画においては、「地域包括ケアシステム」の構築へ向けた取り組みをはじめ、市民や地域、関係機関など様々な主体と連携・協働しながら、多くの高齢者福祉施策及び介護保険事業を展開してきました。

第6期計画事業の目標達成状況は、指標を「達成できたもの」が92項目中47項目（51.1%）、「概ね達成できたもの」が34項目（37.0%）であり、約9割の事業においては、ほぼ計画通り順調に進みましたが、指標を「達成できなかったもの」も11項目（12.0%）あり、事業を実施する上で工夫や見直しが必要であると考えられ、第7期計画策定において考慮されなければなりません。

また、平成28年度久留米市民意識調査の結果によれば、久留米市は住みやすいと感じている60歳以上の人割合は83.1%となっており、平成25年度（85.2%）よりも低くなっています。

今後さらに高齢化が進展していく中で、第7期では、高齢者福祉施策及び介護保険事業を効果的に実施し、高齢者福祉の向上を図っていくことはもとより、地域の誰もがそれぞれ役割を持ち、地域ぐるみで支え合う「地域共生社会」の理念を踏まえながら、「地域包括ケアシステム」の構築へ向けた取り組みを、久留米市の実情に合わせて深化・推進させ、「住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心していきいきと暮らし続けられるまち 久留米」を目指す必要があります。

第3章 基本理念

住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心していきいきと
暮らし続けられるまち 久留米

1 基本理念及び久留米市が目指すべき姿

国は、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指すため、社会福祉法や介護保険法等を改正し、制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会、いわゆる地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の理念を明記するとともに、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化など、地域全体で高齢者を見守り、支えていく体制を強化する政策を進めています。

久留米市は、第6期計画において、団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となる平成37年（2025年）を見据えて、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも個人としての尊厳を持ち、自立した生活を送ることができる社会を実現するため、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に本格的に着手しました。そこでは、幅広い施策を実施するとともに、介護や福祉の分野はもとより、各種住民団体や医療など地域の様々な主体と連携・協働を図る形で高齢者福祉の増進に取り組んでおり、今後も着実に推進していく必要があります。

このような久留米市の状況、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指す介護保険法改正のねらい及び久留米市における計画の連続性と整合性を維持するという観点などを踏まえ、第7期計画では第6期計画の基本理念及び久留米市が目指すべき姿を継承することとします。

○基本理念

住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心していきいきと暮らし続けられるまち久留米

○久留米市が目指すべき姿

- ①自分の力を活かして、健康で自立した生活ができるまち
- ②見守り、支え合いの心が生きるまち
- ③安全に、安心して暮らし続けることができるまち

① 自分の力を活かして、健康で自立した生活ができるまち

病気や骨折などを原因とした身体機能の低下から、家の中に閉じこもりがちになり、寝たきりやうつ状態などにつながる場合があります。できる限り長く健康でいきいきと暮らしていくためには、高齢者自らが健康づくりや介護予防へ主体的に取り組むことが重要です。加えて、様々な機会を通じて、同世代の仲間などと現役時代に培った知識や技能を活かしながら社会参加・参画、あるいは就業などを通して生きがいを持つことも大切です。

高齢者が自らの取り組みを通して、可能な限り、住み慣れた地域で健康で自立した生活を営むことができるまちを目指します。

② 見守り、支え合いの心が生きるまち

高齢化のさらなる進展や、高齢者の生活や価値観の変化に伴って、福祉や介護のニーズは多様化し、公的なサービスだけではそのすべてに対応することが難しくなっています。また、個人の生活習慣や地域に対する意識の変化などにより、住民同士のつながりも希薄になっています。そのような中、行政だけでなく、すべての住民や介護サービス事業所、市民公益活動団体、関係機関など地域の様々な主体がそれぞれ役割を持ち、地域ぐるみで高齢者を見守り、支え合うことがますます必要となっています。

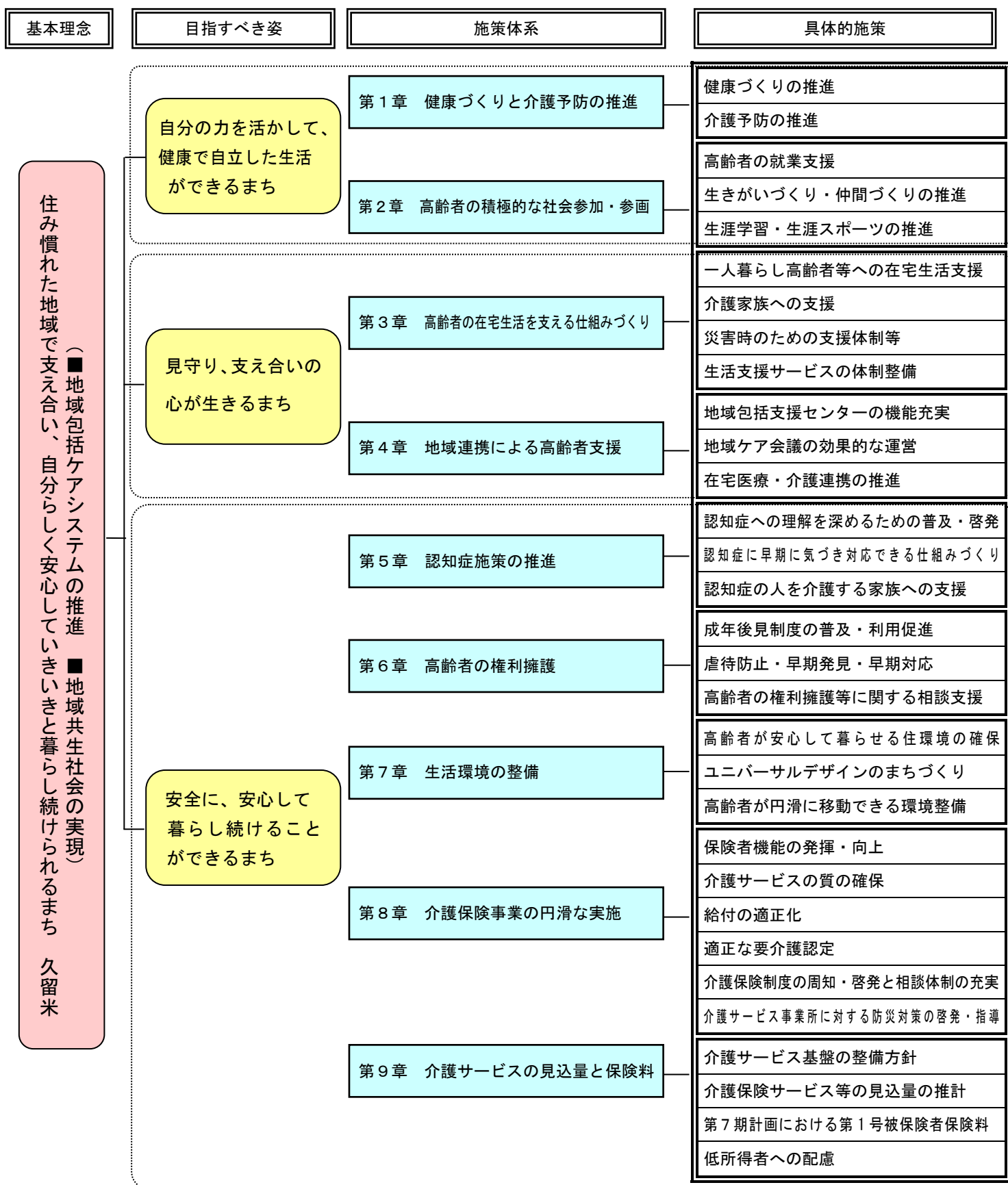
そこで、住民と地域の団体や関係機関が互いに連携しながら高齢者の日常生活のサポートを行い、身近な相談や課題解決に取り組み、また、医療と介護サービスが切れ目なく提供されることで、高齢者が可能な限り、在宅で生活を続けていくことができるまちを目指します。

③ 安全に、安心して暮らし続けることができるまち

今後高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者はさらに増加することが予測されます。身体機能や認知機能が低下しても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境を整える必要があります。

そのためには、支援を必要とする高齢者が、適切な介護サービスを自らの意思に基づき利用できる基盤を整備することが大切です。また、認知症の理解を深めるための普及啓発など認知症の人やその家族を支える取り組みや、高齢者虐待の未然防止・早期発見・早期対応、成年後見制度の適切な利用など、高齢者の権利擁護を推進する取り組みが大切になります。加えて、在宅生活を継続するために住環境をはじめとする安全で暮らしやすい生活環境の整備も必要です。高齢者が可能な限り、安全に、安心して暮らし続けることができるまちを目指します。

第4章 第7期計画の施策体系



第5章 高齢者福祉施策・介護保険事業における成果指標

基本理念が目指す「住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心していきいきと暮らし続けられるまち 久留米」の実現にあたっては、地域で暮らし活動する市民や地域、関係機関・団体、介護サービス事業所、行政などが、目指すまちの姿を共有し、協働していく必要があります。

そこで、この計画では、計画期間に目指すまちの姿を分かりやすく示す指標を設定し、その実現に向けた進捗状況を明らかにします。この指標を基本理念の実現における目標とし、計画全体の実現状況を表す「総合成果指標」と、目指すべきまちの姿の実現に近づいた状態を表す「まちの姿成果指標」で構成します。

1 総合成果指標

総合成果指標は、久留米市の都市づくりの基盤である「久留米市新総合計画第3次基本計画」の都市づくりの目標に準じ、高齢者等の暮らしに関する満足度を表す「住みやすさ」を設定することとします。

指 標 名	現 状	目 標
住みやすいと思う60歳以上の人の割合	83.1% (H28 市民意識調査)	90.0% (H31 市民意識調査)

2 まちの姿成果指標

(1) 自分の力を活かして、健康で自立した生活ができるまち

指 標 名	現 状	目 標
週に2回、1日30分以上、運動する60歳以上の人の割合	43.4% (H28 市民意識調査)	48.0% (H31 市民意識調査)

(2) 見守り、支え合いの心が生きるまち

指 標 名	現 状	目 標
協議体（支え合い推進会議）の設置数	5校区 (H28)	35校区 (H31)

(3) 安全に、安心して暮らし続けることができるまち

指 標 名	現 状	目 標
住みやすいと思う理由で、医療や福祉が充実しているを選択した60歳以上の人の割合	45.2% (H28 市民意識調査)	48.0% (H31 市民意識調査)

第2部 高齢者福祉施策及び介護保険事業の展開

第1章 健康づくりと介護予防の推進

健康寿命の延びを平均寿命以上に延伸し、高齢者がその能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、健康づくりと介護予防の推進に取り組みます。

1 健康づくりの推進

高齢期において、いきいきと自立した生活を送るためには、高齢者自身やその家族が、高齢期の健康や介護予防の重要性について関心を持ち、健康づくりに主体的に取り組むことが必要不可欠です。

久留米市では、健康寿命の延伸を基本目標として「第2期健康くるめ21」を策定し、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底や健康に関する生活習慣の改善、こころの健康づくりの推進等に取り組んでおり、今後も高齢者が要支援や要介護の状態にならないよう努めていきます。

また、地域で取り込まれる健康づくり活動を支援することにより、個人の健康を地域社会全体で支える環境の整備にも努めていきます。

【主な施策（事業）】

- 健康教育・健康相談・健康診査（健康教育・健康相談、心の健康相談、こころの相談カフェ〔第7期新規〕、特定健康診査・特定保健指導等、うつ病対策講演会〔第7期新規〕）
- 地域における健康づくり事業（ウォーキング事業の推進、ラジオ体操の推進）

2 介護予防の推進

高齢者数が増加していく中、要介護状態等になることの予防や、介護が必要となってもその軽減や悪化の防止を図ることが重要です。

そのため、介護予防に効果のある運動などを普及啓発する介護予防教室の開催や、個人、仲間同士で介護予防を行う意識の醸成、介護予防の専門講師派遣による地域住民主体の介護予防活動の支援に取り組みます。

また、要介護状態等の軽減又は悪化の防止のため、要支援認定者及び事業対象者の介護予防のニーズに対して、多様なサービスを提供し、効果的かつ効率的な支援等を行います。

【主な施策（事業）】

- 一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、介護予防把握事業、地域リハビリテーション活動支援事業）
- 介護予防・生活支援サービス事業（通所型サービス、介護予防ケアマネジメント事業）

第2章 高齢者の積極的な社会参加・参画

高齢者のライフスタイルに応じた社会参加・参画を推進するため、長年の経験に基づく知識や技能を社会の様々な分野に活かす取り組みや老人クラブなどの地域活動、生涯学習・スポーツ活動などを支援します。

1 高齢者の就業支援

豊富な知識や経験を持つ高齢者は、企業や地域にとって、貴重な資源です。また、いきいきと働くことは、高齢者自身の生きがいづくりにもつながります。そのため、シルバー人材センターによる就業機会の提供や久留米市ジョブプラザでの相談対応などによる就労支援を行い、高齢者が地域の中で活躍できる機会の拡大に努めます。

【主な施策（事業）】

○高齢者の就業支援事業（シルバー人材センター支援事業、中高年就労支援、高齢者雇用に関する情報発信〔第7期新規〕）

2 生きがいづくり・仲間づくりの推進

友人や知人、近隣住民等と交流し、生きがいや仲間を持つことは、いきいきと活動的に暮らしていくことにつながります。そのため、老人クラブ活動への支援や老人いこいの家の運営を通じて、高齢者の生きがいづくりや健康保持、公園等の清掃活動や子どもの登下校時の見守りなどの地域貢献に努めるとともに、高齢者同士のみならず、多世代間の交流促進を図ります。

【主な施策（事業）】

○老人クラブ・いこいの家活動支援事業（老人クラブ活動支援、老人いこいの家）

3 生涯学習・生涯スポーツの推進

いつまでも健康で活力ある生活を送り続けるためには、新たな知識を学ぶことや適度に運動することが大切です。そのため、魅力ある講座やイベント等を通じ、高齢者の学習意欲の向上や運動習慣の定着などに努めます。

【主な施策（事業）】

○生涯学習推進事業（えーるピアシニアカレッジ、高齢者パソコン教室）

○高齢者の文化・スポーツ活動の推進（高齢者社会参加促進事業、運動習慣づくり事業〔第7期新規〕）

第3章 高齢者の在宅生活を支える仕組みづくり

高齢者が住み慣れた地域で在宅生活を続けることができるよう、公的な生活支援や介護家族への支援、地域で支え合う仕組みづくりを進めます。また、災害時の支援体制の確保など高齢者を支える体制の整備に努めます。

1 一人暮らし高齢者等への在宅生活支援

今後高齢化や核家族化が進むことで、高齢者の一人暮らしや夫婦のみの世帯がさらに増加すると推測されます。

一人暮らし高齢者等が、住み慣れた地域や自宅において、安全・安心で自立した生活を送ることができるよう、在宅における生活支援サービスの提供や地域での声かけや見守り活動の充実など、高齢者の生活を支える体制づくりを進めます。

【主な施策（事業）】

- 高齢者の見守り推進（緊急通報システム貸与事業、小地域ネットワーク活動の推進、地域における見守り活動の推進、SOSネットワーク事業）
- ボランティアセンター運営事業
- 介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス、その他の生活支援サービス）

2 介護家族への支援

在宅介護は、介護家族の精神的・身体的な負担が大きく、それが虐待などにつながる恐れもあります。介護者の負担軽減を図るため、家族介護教室の開催や介護用品支給などの支援に取り組みます。また、介護離職の防止に向けた事業所への働きかけを行います。

【主な施策（事業）】

- 家族介護支援事業（家族介護教室、生活支援ショートステイ、介護用品支給事業、家族介護慰労金〔第7期新規〕）
- 介護離職防止啓発事業〔第7期新規〕

3 災害時のための支援体制等

近年、さまざまな大規模災害が発生しており、高齢者などの災害時要援護者（以下「要援護者」という。）について、地域や関係機関、さらには地域住民と連携した避難体制を整備する必要があります。災害発生時に、要援護者が速やかに避難できるよう、日頃から要援護者名簿への登録を進め、適切な利用を図るとともに、災害が大規模化・長期化した場合に、一般の指定避難所では生活することが困難な要配慮者に対しては、必要に応じて福祉避難所を開設します。また、高齢者や介護保険施設等の防災意識向上へ向けた取り組みを充実させます。

【主な施策（事業）】

- 災害時要援護者の支援
- 福祉避難所の充実〔第7期新規〕
- 高齢者宅や介護保険施設等への防火・防災指導（高齢者宅等への防火指導、介護保険施設等への防火指導）

4 生活支援サービスの体制整備

一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯等が増加する中、見守りや外出支援、買い物・清掃等の家事支援など生活支援の必要性が高まっています。多様な主体による様々な生活支援が重層的に提供される支え合いの仕組みづくりに向けて、地域住民の誰もが役割を持ち、活躍できる社会の実現を目指し、「生活支援コーディネーター」や「協議体（支え合い推進会議）」の活動による地域ニーズの把握、担い手の養成、関係機関等とのネットワーク化等に取り組めます。

【主な施策（事業）】

- 生活支援コーディネーターの配置
- 協議体（支え合い推進会議）の設置

第4章 地域連携による高齢者支援

高齢者が自分らしく安心して暮らせるよう、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの周知や機能の充実を図ります。また、医療や介護、福祉等の多職種連携による個別課題の解決や地域課題を踏まえた政策形成につなげるため、地域ケア会議を効果的に活用するとともに、適切な医療と介護サービスが継続的に提供されるよう、これらの連携を推進します。

1 地域包括支援センターの機能充実

地域包括ケアシステムの構築における中核的機関である地域包括支援センターが、高齢者の総合相談窓口としての役割を十分に果たせるよう、センターの認知度向上に努めるとともに、専門職等の適切な配置や人材育成などに取り組み、センター機能の充実を図ります。また、高齢者が抱える生活上の複合的な課題に対応できるよう、様々な分野の関係機関との連携を強化します。

【主な施策（事業）】

○地域包括支援センター運営事業

2 地域ケア会議の効果的な運営

地域包括ケアシステムの構築を進めるに当たっては、民生委員や自治会等の地域の支援者・団体や、専門的視点を有する多様な専門職と連携して、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に図っていくことが重要です。そのため、個別事例の課題分析やケアマネジメント支援の積み重ねを通じて、高齢者を支えるネットワークを構築するとともに、地域に共通する課題や有効な支援策を明らかにし、政策形成につなげることを目指し、地域ケア会議の実施に取り組みます。

【主な施策（事業）】

○地域ケア会議の推進

3 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者の在宅生活を支えるには、医療と介護サービスが一体的に提供されることが大切です。そのため、医療・介護関係者等と連携し、課題の対応策を検討するとともに、医療・介護関係者等からの相談受付や情報提供等を行う「在宅医療・介護連携センター（仮称）」の設置・運営を行います。また、関係者への研修や情報共有等による在宅医療と介護サービスの連携強化や、出前講座等による市民への普及・啓発に努めます。

【主な施策事業】

- 在宅医療・介護連携に向けた資源の把握及び課題抽出と対応策の検討
- 在宅医療・介護連携に係る関係者の人材育成及び市民への普及啓発

第5章 認知症施策の推進

認知症になっても安心して暮らせるまちを目指し、地域全体で認知症の人とその家族を支えていけるよう、認知症への理解を深めるための普及・啓発や認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護サービス等が提供される仕組みづくりに取り組みます。

また、若年性認知症の人やその家族が適切な支援が受けられるよう、関係機関との連携を強化します。

1 認知症への理解を深めるための普及・啓発

誰もが認知症への理解を深めることができるよう、身近な地域で認知症に関する基礎知識等が学べる認知症サポーター養成講座を開催するとともに、習得した知識を日常生活で活かせるよう、認知症の人への声の掛け方などを学ぶフォローアップに取り組みます。また、医療・介護等の専門家による認知症予防地域講演会の開催に取り組みます。

【主な施策（事業）】

- 認知症サポーター、キャラバン・メイトの養成
- 認知症予防地域講演会の開催

2 認知症に早期に気づき対応できる仕組みづくり

本人の容態の変化に応じて適時・適切に切れ目なく、医療・介護サービスが受けられるように、「認知症支援ガイドブック」を広く周知するとともに、地域包括支援センターへの認知症地域支援推進員の配置やものわすれ予防検診の実施、認知症初期集中支援チームの運営に取り組みます。

また、認知症の人やその家族、医療・介護・福祉関係者等と意見交換し、認知症に早期に気づき対応ができる新たな仕組みづくりを検討します。

【主な施策（事業）】

- 認知症早期診断・早期対応の推進（認知症支援ガイドブックを活用した普及・啓発、認知症地域支援推進員の配置、認知症初期集中支援チームの運営、認知機能チェック、福岡県若年性認知症サポートセンターとの連携〔第7期新規〕）

3 認知症の人を介護する家族への支援

認知症の人の介護者の孤立防止や介護負担の軽減を図ることを目的として、認知症に関する情報交換等が行える認知症カフェ等の支援や介護に関する不安や悩みを相談できる認知症介護電話相談、行方不明高齢者位置情報検索サービス利用補助に取り組みます。

【主な施策（事業）】

- 認知症の人を介護する家族への支援（認知症カフェ等への支援〔第7期新規〕、認知症介護電話相談、行方不明高齢者位置情報検索サービス利用補助事業〔第7期新規〕）

第6章 高齢者の権利擁護

高齢者がいつまでも尊厳のある生活を維持し、安心して暮らすことができるよう、関係機関や団体と連携し、本人支援や生活支援、法的支援などを行い、権利擁護の推進に努めます。

1 成年後見制度の普及・利用促進

認知症や知的障害、精神障害その他の疾病等により、判断能力が十分でない高齢者等が、尊厳を持ち自分らしい生活を送れるよう、市民向け講演会等を通じた成年後見制度の周知・啓発や、成年後見センターを中心とした専門的・法的な相談支援等により、適切な制度利用を促進するとともに、権利擁護支援のための地域連携ネットワークづくりに向けた検討を行います。また、市民が後見業務の新たな担い手として活動できるよう支援を行います。

【主な施策（事業）】

○成年後見制度の普及・利用促進（成年後見制度利用支援事業、成年後見推進事業）

2 虐待防止・早期発見・早期対応

高齢者虐待についての正しい知識の周知・啓発に取り組みます。また、医療・介護・保健・福祉等の関係機関・団体及び地域と協力・連携し、虐待事案の未然防止、早期発見及び早期対応に努めます。

【主な施策（事業）】

○虐待防止及び早期発見・対応

3 高齢者の権利擁護等に関する相談支援

高齢者の抱える問題が複合化する中で、専門的な相談支援が必要となっています。そのため、多種多様化する消費者被害、日常生活の困りごと、ドメスティック・バイオレンス、生活困窮などについて、関係機関と連携した相談、支援に取り組みます。

【主な施策（事業）】

○多様な相談支援の実施（消費者被害の防止と救済、高齢者相談事業、女性のための生き方支援相談、日常生活自立支援事業、生活困窮者自立相談支援事業及び家計相談支援事業〔第7期新規〕）

第7章 生活環境の整備

高齢者が個々の状況やニーズに応じて安心して暮らせる生活環境づくりを進めるため、高齢者の生活に適した住宅等の確保、公共施設などのバリアフリー化、外出時の移動支援などに取り組めます。

1 高齢者が安心して暮らせる住環境の確保

高齢者が心身等の状態にあった住まいを確保し、安心して暮らし続けられるよう、市営住宅のバリアフリー化や住宅確保支援等を行うとともに、有料老人ホーム等の情報提供や各施設への助言・指導に取り組めます。

【主な施策（事業）】

- 高齢者向け住まいの整備・供給促進（市営住宅のバリアフリー化、一人暮らし高齢者の住宅確保支援、高齢者住宅改造費の補助、住宅セーフティネット制度を活用した相談体制の充実〔第7期新規〕）
- 高齢者向け住まいの質の確保（養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウス、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）

2 ユニバーサルデザインのまちづくり

高齢者の生きがいづくりや社会参加促進のためには、安心して外出し、安全・快適に活動できる環境づくりが重要です。そのため、安全性や利便性が確保されるよう、歩道や公共交通のバリアフリー化に取り組むとともに、ユニバーサルデザインの視点を踏まえた、公共施設等の整備に努めます。

【主な施策（事業）】

- バリアフリー化の推進（ユニバーサルデザインの視点から公共施設等の整備・バリアフリー化、歩道のバリアフリー化、主要バス停の環境改善〔第7期新規〕、低床バスの導入促進）
- タウンモビリティ事業

3 高齢者が円滑に移動できる環境整備

高齢者をはじめとした移動制約者が外出しやすい環境を整備するため、生活支援交通を導入し、移動手段の確保に努めます。また、高齢者が交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、交通安全教室の実施や啓発活動等に取り組めます。

【主な施策（事業）】

- 生活支援交通の確保
- 高齢者の交通事故防止

第8章 介護保険事業の円滑な実施

介護保険制度は発足から様々な改正が加えられながら、18年が経過し、日常生活を営む上で欠かせない制度として社会に定着するとともに、制度へのさらなる期待も寄せられるようになりました。今後は、いわゆる団塊の世代が高齢者となる平成37年（2025年）にかけて、高齢化が一層進行し、介護保険サービスへのニーズがさらに高まっていくことが予想されます。このような中、必要に応じ、良質なサービスが適切に提供できるよう、事業者への支援や指導など、サービスの質の向上を図りながら、制度を持続可能なものとしていくため、介護保険事業の適正かつ円滑な運用に努めます。

1 保険者機能の発揮・向上

高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取り組みを推進するために、高齢化の進展状況や介護サービスの利用状況等を多角的に分析し、本市の課題を適確に把握・分析した上で施策立案につなげていく必要があります。そのため、国が提供する地域包括ケア「見える化」システムや各種統計調査等の実証データを活用し、PDCAサイクルに基づく計画推進体制を構築します。

【主な施策（事業）】

- 「見える化」システム等を活用した計画推進体制の構築〔第7期新規〕
- 介護予防・日常生活支援総合事業評価事業〔第7期新規〕

2 介護サービスの質の確保

介護サービスは、高齢者が生活機能の低下により介護が必要な状態になっても、尊厳を保ちながらその人らしく暮らすことが出来るように提供されるものです。その理念のもと、高齢者一人ひとりの状態に応じた専門性の高い安定した介護サービスが提供されるよう、継続的に介護サービスの質の確保・向上に取り組んでいきます。

また、課題となっている介護人材の安定確保に向けて、人材確保の支援や育成・定着支援の取り組みを充実させていきます。

【主な施策（事業）】

- 介護支援専門員（ケアマネジャー）・介護サービス従事者研修会（新人ケアマネジャー研修の開催、集団指導及び新規指定オリエンテーションの実施）
- 介護相談員による施設等入所者支援
- 実地指導等による質の確保
- 介護人材確保・従事者定着への支援（介護人材の安定確保支援事業、介護人材の育成・定着支援事業）

3 給付の適正化

高齢化の進展に伴い、介護サービスの受給者も年々増加しており、介護サービスにかかる給付費も増大しています。このような中で、“適切で効果的なサービスを提供するとともに不適切なサービスについては削減する”という視点により介護給付費の適正化を図ることは、介護給付費や介護保険料の増大を抑制し、市民の方の制度への信頼性を高め、制度の持続可能性の構築につながります。

そのため、事業者指導や現地確認、介護報酬請求の適正化などを通じて介護給付費の適正化を図ります。

【主な施策（事業）】

- ケアプランとサービス利用状況のチェック（ケアプランのチェック、介護レセプトのチェック）
- 住宅改修及び福祉用具の点検
- 給付費通知の発送〔第7期新規〕

4 適正な要介護認定

要介護認定申請者の状況を適確に把握し、適正な要介護認定へ取り組むとともに、要介護認定事務を迅速かつ円滑に実施します。

【主な施策（事業）】

- 正確かつ迅速な認定調査（訪問調査）の実施
- 介護認定審査会の円滑な運営

5 介護保険制度の周知・啓発と相談体制の充実

介護保険制度をはじめ、高齢者への保健福祉施策の情報等について、地域住民や介護サービス事業者、地域包括支援センター等の関係団体と連携を図りながら、分かりやすい情報提供を行っていきます。

また、新たに位置づけられる共生型サービスについて、国の動向に応じて適切に推進を図っていきます。

【主な施策（事業）】

- 介護保険制度の周知・啓発
- 共生型サービスの円滑な事業の開始〔第7期新規〕
- 市民からの相談受付体制・苦情対応体制の充実

6 介護サービス事業所に対する防災対策の啓発・指導

介護サービス事業所は、災害発生時の避難等に介助を必要とする高齢者が多数利用していることに鑑み、防災対策を徹底していく必要があることから、久留米市では、訪問系サービスを除く事業所に対して、運営基準において火災、風水害、地震その他の非常災害に関する具体的計画の策定を求めています。

そのため、消防等の関係機関と連携をとりながら、各種研修会や実地指導において、防災対策の啓発・指導に努めます。

第9章 介護サービスの見込量と保険料

国が提供する地域包括ケア「見える化」システムを用いた、在宅・施設サービス種別ごとの利用者数の伸び等の分析により、第7期計画期間における利用量及び給付費の推計を行い、被保険者の負担能力に応じた保険料を設定します。

1 介護サービス基盤の整備方針

(1) 施設・居住系サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入所希望者が多く依然として多くの待機者がおられること及び認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は、地域における認知症ケアの拠点としての役割が期待されていることなどから、第7期計画における整備方針は、以下のとおりとします。

	サービス種別	第7期計画における整備方針
①	介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）の整備を基本とし、新たに58床の整備を行うものとする。
②	介護老人保健施設	今期計画における新たな施設整備は行わない。
③	介護専用型特定施設	今期計画における新たな施設整備は行わない。
④	介護専用型以外の特定施設	今期計画における新たな施設整備は行わない。
⑤	認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	新たに36床の整備を行うものとする。
⑥	地域密着型特定施設	今期計画における新たな施設整備は行わない。
⑦	介護医療院	今期計画における新たな施設整備は行わない。 ただし、医療療養病床や介護療養型医療施設からの転換分については、適切に整備を行うものとする。

(2) 居宅介護サービス

介護保険の居宅介護サービスは、要介護1から要介護5までの認定を受けた方に対するサービスと要支援1、2の認定を受けた方を対象にした介護予防サービスとがあります。

本市における居宅介護サービスの提供は、概ね確保されていると考えられますが、介護予防サービスのうち、訪問介護と通所介護が介護予防・生活支援サービス事業へ移行して間もないことから、引き続き周知を行うなど、適切なサービス利用の推進に努めていきます。

(3) 地域密着型サービス（施設・居住系を除く。）

地域密着型サービスとは、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加を念頭に、高齢者が要介護状態となってもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう支援していく観点から、身近な地域ごとにサービスの拠点を作り、馴染みの地域の中で馴染みの職員から

継続的に受けられるサービスです。

本市では、以上のような地域密着型サービスの意義を高く認め、積極的な整備を進め、現在、資料編70ページのと通りの整備状況となっています。今後においても、地域におけるニーズの動向等にも注視しながら、適正な整備を図っていきます。

2 介護保険サービス等の見込量の推計

第7期の介護保険事業の見込量及び第1号被保険者の介護保険料については、地域包括ケア「見える化」システムを使用し、施設・居住系サービスと在宅サービス等の見込量を推計します。

3 第7期計画における第1号被保険者保険料

2. で推計した介護保険サービス等の見込量を基に、総給付費見込額を算出します。第7期における総給付費のうち23%を第1号被保険者の保険料により負担することになります。介護給付費準備基金を活用することにより、第7期の第1号被保険者保険料基準額（月額）は、6,163円となります。

4 低所得者への配慮

法律の規定に基づき、給付費の5割とは別枠で公費（国50%、県25%、市25%）を投入し、低所得高齢者の保険料の軽減を行います。また、低所得者層の負担軽減のため、保険料独自減免や介護保険サービス利用者負担の軽減、介護保険サービス利用者負担に対する助成を実施します。

第3部 計画の策定及び推進体制

1 計画策定及び推進体制

(1) 外部組織・庁内組織

この計画は、保健医療関係者や地域福祉関係者、学識経験者、介護保険事業関係者、権利擁護関係者、生活環境関係者、関係団体、公募による市民の代表からなる「計画推進協議会」から各分野の立場での意見をいただくほか、庁内に設置した「計画推進委員会」「計画推進調整会議」において各部局連携のもと、必要な事項の審議及び調整を図りながら策定及び推進に取り組みます。

(2) 関係機関・団体との連携

この計画は、久留米市の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるまちを目指すものであり、計画を円滑に推進していくためには、行政だけでなく、市民や事業者、各団体等の役割が重要になります。

このため、久留米市社会福祉協議会、久留米市民生委員児童委員協議会、久留米市校区まちづくり連絡協議会、久留米市老人クラブ連合会、久留米市身体障害者福祉協会等の各団体や医療機関、民間事業者、市民公益活動団体等との連携を図り、役割分担と協働のもと、計画を推進します。

2 計画の進捗状況の確認と評価

この計画では、計画全体の実現状況を示す「総合成果指標」と目指すべきまちの姿の実現に近づいた状態を表す「まちの姿成果指標」、さらに可能な限り事業ごとに目標指標を設定し、適宜その達成状況を確認しながら進捗管理を行います。また、国の制度改正の動向等に注目しながら、計画に記載する施策（事業）等のあり方について、必要に応じて検討を行います。

これらを踏まえ、計画期間の最終年度（平成32年度（2020年度））に第7期の総括を行い、課題を整理し、次期計画につなげていきます。

3 計画の推進に必要な事項

計画の推進には、市民の理解と協力が必要であり、「広報くるめ」や市のホームページによる計画達成状況等の情報開示を推進します。